

公益社団法人世田谷法人会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3条(目的)の目的を達成するため、同第4条(事業)の事業をその種類ごとに分担する委員会を置き、事業を円滑に運営しかつ効果的に遂行し、会活動の充実を期することを目的とする。

2 設置する委員会の種類は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

(2) 拡大組織委員会

(3) 税制委員会

(4) 広報委員会

(5) 事業研修委員会

(6) 厚生委員会

3 前項のほか、会長が必要と認める場合は、特別委員会を設置することができる。

(委員会の分掌業務)

第2条 委員会は、理事会の管理のもとに、次表に掲げる分掌業務を担当する。

委員会名	分掌業務
総務委員会	(1) 予算・決算、諸規定の作成等法人会の総務及び運営に関すること (2) 他の委員会に属さないこと
拡大組織委員会	(1) 法人会の会員増強等組織の基盤強化に関すること
税制委員会	(1) 税の調査研究及び税制に対する提言活動に関すること (2) 税務の研修事業に関すること (3) 企業法令等の改正に関すること
広報委員会	(1) 法人会の内部及び外部に対する広報事業に関すること (2) 法人会の知名度向上に関すること
事業研修委員会	(1) 租税教育等の公益事業に関すること (2) 地域社会貢献活動等の公益事業に関すること (3) その他公益事業の推進に関すること
厚生委員会	(1) 福利厚生・共済事業に関すること (2) 会員企業の経営強化及び交流事業に関すること (3) 収益事業の推進に関すること (4) 同好会の活動に関すること

2 臨時に設ける委員会については、その都度理事会において定める。

(委員長等)

第3条 前条に定める委員会には、委員長1名及び副委員長3名以内を置く。

- 2 委員長は、常任理事がこれに当たり、委員会を代表し、他の委員会と緊密かつ円滑な連携のもとに目的の事業を遂行するため、会務の計画、実施、統制等の任に当たる。
- 3 委員長は、当該委員会の議長とする。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に支障あるときは、委員長の指示によりその職務を代行する。委員長の指示がない場合は、あらかじめ定められた順位又は副委員長相互の協議により代行者を決する。
- 6 委員は、委員長の指示により、委員会の事業遂行の任に当たる。
- 7 事務担当者は、各委員会の事務処理を担当する。
- 8 委員長は、委員1名を理事に推薦することができる。

(委員の選任及び職務)

第4条 各委員会の構成員は、次に掲げる者とし、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(1) 委員

- イ 理事（ただし、会長を除く）
- ロ 各地区役員会から推薦された会員又はこれに準じる者
- ハ 部会長から推薦された部会員

(2) 事務担当者

事務局長及び事務局職員のうち、委員会会務を担当する職員

(3) 各委員会は、各地区より1名以上を委員とするものとする。

- 2 委員は、第2条に定める分掌業務について協議又は審議する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年間とし、その任期、辞任、解任及び報酬については、定款第22条（役員の任期）、同第23条（役員の解任）、同24条（役員の報酬等）を準用する。

(委員会の開催及び招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたときにこれを招集して開催する。

(委員会の議事)

第7条 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員及び事務局長をもって組織し、委員長が議長となる。

3 委員会の審議の結果は、理事会に報告し承認されなければならない。

(議決事項の報告)

第8条 委員会の議事については議事録を作成し、委員長は重要な事項について理事会に報告する。

(事業計画案及び収支予算案の策定)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算案は、各委員会が分担して次の手順により策定する。

(1) 各委員会は毎年1月末日までに翌年度の事業計画及び収支予算の原案を作成し、担当委員会を通じて会長に提出する。

(2) 会長は、各委員会の原案を総合的に調整し、これを事業計画案及び収支予算案に取りまとめ、3月の理事会に付議する。

2 各委員会は、年度の中で実施する必要が生じた事業については、早期にその事業計画案及び収支予算案を作成し、会長を通じて理事会に付議する。

(事業計画実施及び予算の執行)

第10条 各委員会は、年度当初なるべく早い時期に委員会を開催し、担当委員会の事業計画について次の事項を協議決定する。

(1) 事務分担

(2) 関係委員会との調整事項と調整方法

2 各委員会は、委員会において、次の事項について協議決定する。

(1) 事業計画についての細目の打ち合わせ

(2) 理事会への報告資料の取りまとめ

(3) その他必要な事項

3 各委員長は、担当委員会の事業計画の実施状況について各事業実施後2週間以内に事務局を介して報告する。

4 年度の中で実施することを決定した新規事業は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告案及び収支決算案の作成)

第11条 各委員会は、毎年4月上旬、前年度の事業実施結果に基づく実績表を作成し、

これを会長に報告し4月の理事会にて承認を得なければならない。

(地区報告の聴取)

第12条 各委員長は、地区長に対し事業の実施にあたって必要な意見等の報告を適時に求めることができる。

(税務官公署に対する協力要請)

第13条 会長は、各委員会の事業活動が創造的かつ積極的に実施されるよう、税務官公署の長に対し、担当者出席、指導等を要請する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規程は、令和6年3月27日から施行する。